

議案第 80 号
議決第 号

始良市公園条例の一部を改正する条例の件

始良市公園条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2018年（平成30年）11月27日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市公園条例の一部を改正する条例

始良市公園条例（平成22年始良市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表第1 始良市総合運動公園の項中「陸上競技場役員室、陸上競技場放送施設」を「陸上競技場放送室」に改め、「体育館照明」の次に「、人工芝グラウンド、人工芝グラウンド照明」を加える。

別表第2中

「

始良市総合運動公園	陸上競技場 陸上競技場更衣室 陸上競技場会議室 陸上競技場役員室 陸上競技場放送施設 多目的広場 野球場 野球場更衣室 野球場スコアボード 野球場放送施設 野球場会議室 野球場役員室 野球場審判室 屋内野球練習場
	体育館 体育館会議室 体育館多目的室

	体育館役員室 体育館トレーニング室 体育館シャワー施設 体育館放送施設 体育館照明 テニスコート テニスコート更衣室 テニスコート照明
--	--

」を

「

始良市総合運動公園	陸上競技場 多目的広場 野球場 野球場更衣室 野球場スコアボード 野球場放送施設 野球場会議室 野球場役員室 野球場審判室 屋内野球練習場
	体育館 体育館会議室 体育館多目的室 体育館役員室 体育館トレーニング室 体育館シャワー施設 体育館放送施設 体育館照明 テニスコート テニスコート更衣室 テニスコート照明 陸上競技場更衣室 陸上競技場会議室 陸上競技場放送室 人工芝グラウンド 人工芝グラウンド照明

」に改める。

別表第4の1 始良総合運動公園(1) 陸上競技場及び附帯施設の表中

「

更衣室（シャワーを含む。）	1人 20円
会議室	1室 午前 540円 午後 540円
役員室	1室 午前 540円 午後 540円
放送施設	1回 540円

」を

「

更衣室	1室 1時間 130円
会議室	1室 1時間 130円
放送室	1室 1時間 130円

」に改める。

別表第4の1 始良総合運動公園(5) 体育館及び附帯施設の表の次に次の1表を加える。

(6) 人工芝グラウンド及び附帯施設

使用区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
		1時間につき	
一面につき専用使用	小・中・高校の児童生徒	750円	2,250円
	一般	1,500円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	4,500円	6,750円
照明施設		1時間 1,300円	

別表第4備考に次のように加える。

5 人工芝グラウンドを半面使用するときの使用料は、1時間使用料の2分の1とする。

6 人工芝グラウンドの照明施設を半面使用するときの使用料は、1時間使用料の2分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で

定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の始良市公園条例の規定による陸上競技場の更衣室、会議室及び放送室並びに人工芝グラウンド及び人工芝グラウンド照明の使用に係る許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。